

大阪公立大学ボランティア・市民活動センター（V-station）

V-mate 登録規約

第1条（目的）

本規約は、大阪公立大学ボランティア・市民活動センター（以下「V-station」という。）における V-mate 登録者の適正な活動を推進し、安全かつ良好な活動環境を確保することを目的として、登録要件、登録者の遵守事項、登録取消しその他必要な事項を定める。

第2条（V-mate の定義）

V-mate とは、V-station に登録し、V-station が提供するボランティア活動情報の利用及びボランティア活動への参加を希望する者をいう。

第3条（登録対象者）

V-mate として登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)大阪公立大学、大学院の学生及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下「専門学校」という。）の学生、教職員
 - (2)地域の一般市民（中学生、高校生、大学生等も含む。原則として大学が立地する市区の住民とする。）
 - (3)その他、V-station センター長（以下「センター長」という。）が適当と認める者
- ただし、未成年者の登録に当たっては、必要に応じて保護者の同意を求めることができる

第4条（登録要件及び登録）

V-mate 登録を受けようとする者は、以下の各号の要件を満たすとともに、第5条記載事項を遵守する旨の誓約を含む所定事項を記載した登録用紙を、センター長に提出しなければならない。

- (1)V-station の理念及び活動目的を理解し、これを尊重すること。
- (2)自発的な意思に基づきボランティア活動に参加すること。
- (3)法令、公序良俗及び社会的規範を遵守すること。
- (4)他の登録者、活動参加者及び受入団体を尊重し、良好な人間関係の維持に努めること。
- (5)ハラスメント、差別的言動その他他者の権利を侵害する行為を行わないこと。
- (6)暴力団その他反社会的勢力に属する者又はこれと関係を有する者でないこと。

2 センター長は第1項に掲げる要件を満たしていることを確認し、登録する。

第5条（登録者の遵守事項）

登録者は活動に際して次の事項を遵守する。

- (1)法律、条令等を遵守し、活動先のルールや慣習、地元責任者等の指示にしたがうこと。
- (2)活動を通じて知り得た個人情報や機密情報を漏洩しないこと。
- (3)活動中に政治活動、宗教活動又は営利活動を行わないこと。
- (4)他者への誹謗中傷、迷惑行為、威圧的言動を行わないこと。
- (5)活動参加者に対するハラスメント行為、ストーカー行為、つきまとい行為、執拗な連絡、不適切な勧誘行為、脅迫、威嚇又は人格を傷つける行為等の迷惑行為や V-station 及び活動先の信用を損なう行為を行わないこと。

第6条（相談及び指導）

センター長は、登録者の行為について苦情又は相談を受けた場合、事実確認を行うことができる。センター長は指名する大阪公立大学教職員に事実確認を行わせることができる。

2 事実確認の結果、改善が必要と認められる場合は、当該登録者に対し、口頭又は書面による注意、指導又は警告を行うことができる。

第7条（活動停止措置）

V-station センター長は、次の各号に該当すると認める場合、事実確認が終了するまでの間、当該登録者の活動参加を一時停止することができる。

- (1)他の参加者の安全又は安心を害するおそれがある場合
- (2)ハラスメント等の申立てがあり、調査が必要な場合
- (3)センター長が緊急の対応を要すると判断した場合

第8条（登録取消し）

センター長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、登録を取り消すことができる。

- (1)登録者本人から取消しの申し出があった場合
- (2)虚偽の申請により登録したことが判明した場合

- (3)第4条に定める登録要件を欠くこととなった場合
- (4)第5条の遵守事項に重大な違反をした場合
- (5) 第5条の遵守事項について注意、指導又は警告を受けたにもかかわらず改善が見られない場合
- (6)V-station 又は受入団体の運営を著しく妨害した場合
- (7)V-station の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (8)暴力行為、重大なハラスメント行為その他参加者の安全を著しく害する行為を行った場合
- (9)その他、V-station 運営上、登録継続が不適当であるとセンター長が認めた場合

第9条（弁明の機会）

登録取消しを行う場合は、原則として当該登録者に対し事前に説明又は意見陳述の機会を設けるものとする。

ただし、緊急性が高い場合又は安全確保の観点から必要な場合はこの限りでない。

第10条（個人情報の取扱い）

V-station は、登録により取得した個人情報を関係法令及び大学の個人情報保護方針に基づき適切に管理する。

第11条（改廃）

本規約の改廃は、V-station 運営会議の議を経てセンター長が行う。

附則

この規約は、令和8年9月11日から施行する。